

## V 予 防 行 政

### 1. 防火管理制度

#### (1) 防火対象物と防火管理者

平成23年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、32,730件である。

(資料第40表参照)

また、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。

防火管理者を養成するための講習は、各消防本部が実施している。

#### 防火対象物と防火管理者

平成23年4月1日現在

	防火管理実施業務対象物数	防火管理者選任対象物	選 任 率	消防計画作成済防火対象物	作 成 率
1-イ 劇 場 等	50	46	92.0%	43	86.0%
1-ロ 集 会 場 等	1,058	612	57.8%	564	53.3%
2-イ キ ャ バ レ ー 等	3	3	100.0%	1	33.3%
2-ロ 遊 技 場 等	60	42	70.0%	38	63.3%
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	1	0			
2-ニ カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等	23	23	100.0%	22	95.7%
3-イ 待 合 ・ 料 理 店 等	7	5	71.4%	5	71.4%
3-ロ 飲 食 店	639	346	54.1%	309	48.4%
4 百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	965	562	58.2%	500	51.8%
5-イ 旅 館 ・ ホ テ ル	452	430	95.1%	422	93.4%
5-ロ 共 同 住 宅 等	1,309	727	55.5%	607	46.4%
6-イ 病 院 等	191	139	72.8%	124	64.9%
6-ロ 社 会 福 祉 施 設 等	250	225	90.0%	218	87.2%
6-ハ 老 人 デ ィ サービス セ ン タ ー 等	335	310	92.5%	302	90.1%
6-ニ 幼 稚 園 等	166	162		159	
7 学 校	435	400	92.0%	387	89.0%
8 図 書 館 等	47	38	80.9%	37	78.7%
9-イ 蒸 気 浴 場	6	6	100.0%	6	100.0%
9-ロ 他 の 公 衆 浴 場	36	26	72.2%	22	61.1%
10 停 車 場	7	5	71.4%	4	57.1%
11 神 社 ・ 寺 院	226	144	63.7%	119	52.7%
12-イ 工 場 ・ 作 業 場	325	213	65.5%	193	59.4%
12-ロ ス タ ジ		0			
13-イ 駐 車 場	5	0	0.0%		0.0%
13-ロ 格 納 庫		0			
14 倉 庫	30	24	80.0%	21	70.0%
15 事 務 所 等	736	519	70.5%	465	63.2%
16-イ 特 定 複 合 用 途 施 設	1,732	987	57.0%	867	50.1%
16-ロ 一 般 複 合 用 途 施 設	282	184	65.2%	162	57.4%
16/2 地 下 街		0			
16/3 準 地 下 街		0			
17 文 化 財 建 造 物	50	44	88.0%	39	78.0%
18 ア ー ケ ー ド					
計	9,267	6,222	67.1%	5,507	59.4%

#### 防火管理者講習受講者数

	21年度	22年度
消 防 本 部	839人	670人

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。平成23年4月1日現在、特定防火対象物の消防設備設置状況は、次のとおりである。

特定防火対象物の消防設備設置状況

平成23年4月1日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数	対象数	設置済及び特例措置	違反数
1-イ 劇場等	37	35		3	3		23	23	
1-ロ 集会場等	390	371	10	10	9		64	59	3
2-イ キャバレー等	4	4							
2-ロ 遊技場等	64	64		4	4		21	21	
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	1		1				1		1
2-ニ カラオケボックス等	19	18	1				2	2	
3-イ 待合・料理店等	9	8	1				2	1	1
3-ロ 飲食店	302	290	9				13	10	3
4 百貨店・マーケット	812	786	22	71	69	1	130	118	11
5-イ 旅館・ホテル	580	570	4	13	13		291	276	3
6-イ 病院等	326	323	1	68	66	1	61	60	
6-ロ 社会福祉施設等	321	320	1	244	235		38	38	
6-ハ 老人デイサービスセンター等	416	414	2	13	13		44	42	2
6-ニ 幼稚園等	260	258	1	2	2		18	17	1
9-イ 蒸気浴場	6	6					6	6	
16-イ 特定複合用途施設	1,740	1,385	107	92	88	1	225	199	9
計	5,287	4,852	160	520	502	3	939	872	34

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。平成23年4月1日現在、防災防火対象物の防災物品使用状況は、次のとおりである。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

平成23年4月1日現在

	対象施設数	カーテン・どん帳		じゅうたん		合板等		未使用		
		防災使用	使用率	防災使用	使用率	防災使用	使用率	カーテン	じゅうたん	合板
1-イ 劇場等	41	28	68.3%	23	56.1%	1	2.4%	10	15	37
1-ロ 集会場等	1,075	693	64.5%	520	48.4%	33	3.1%	263	460	978
2-イ キャバレー等								0	0	0
2-ロ 遊技場等	80	36	45.0%	28	76.9%	2	2.5%	39	44	77
2-ハ 性風俗関連特殊営業等								0	0	0
2-ニ カラオケボックス等	24	9	37.5%	12	50.0%	1	4.2%	14	11	23
3-イ 待合・料理店等	41	3	7.3%	2	4.9%		0.0%	37	38	41
3-ロ 飲食店	697	325	46.6%	206	29.6%	20	2.9%	312	411	623
4 百貨店・マーケット	1,291	544	42.1%	311	24.1%	31	2.4%	659	857	1,133
5-イ 旅館・ホテル	667	546	81.9%	469	70.3%	9	1.3%	58	146	646
6-イ 病院等	562	389	69.2%	255	45.4%	12	2.1%	118	237	492
6-ロ 社会福祉施設等	334	235	70.4%	190	56.9%	13	3.9%	50	113	279
6-ハ 老人デイサービスセンター	536	337	62.9%	226	42.2%	31	5.8%	131	252	450
6-ニ 幼稚園等	299	228		131		12		24	133	245
9-イ 蒸気浴場	6	4	66.7%	4	66.7%	1	16.7%	2	1	5
12-ロ スタジオ	3	2	66.7%	1	33.3%		0.0%	0	2	3
16-イ 特定複合用途施設	2,678	1,059	39.5%	853	31.9%	38	1.4%	1,312	1,617	2,377
16-ロ 一般複合用途施設	55	17	30.9%	10	18.2%	2	3.6%	22	31	41
高層建築物	19	10	52.6%	7	36.8%	1	5.3%	3	6	12
計	8,408	4,465	53.1%	3,248	38.6%	207	2.5%	3,054	4,374	7,462

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨の表示をすることができる制度である。

(平成15年10月1日施行)

防火対象物定期点検報告制度実施状況

平成23年4月1日現在

	点検を要する防火対象物		点検基準適合防火対象物		認定用件適合防火対象物(特例認定)	
	1号(300人以上)	2号(特定1階段)	1号(300人以上)	2号(特定1階段)	1号(300人以上)	2号(特定1階段)
1-イ 劇場等	21	0	3	0	2	0
1-ロ 集会場等	232	3	19	0	9	0
2-イ キャハレー等	0	0	0	0	0	0
2-ロ 遊技場等	33	4	4	1	0	0
2-ハ 性風俗関連カラオケボックス等	6	1	1	1	0	0
3-イ 待合・料理店等	0	1	0	0	0	0
3-ロ 飲食店	1	18	0	1	0	0
4 百貨店・マーケット	152	23	27	2	17	0
5-イ 旅館・ホテル	130	51	91	6	12	13
6-イ 病院等	37	9	8	2	3	1
6-ロ 社会福祉施設等	11	3	4	1	1	0
老人デイサービスセンター等	18	4	4	1	0	0
6-ハ 幼稚園等	7	1	1	0	0	0
9-イ 蒸気浴場等	6	0	0	0	0	0
16-イ 特定複合用途施設	286	80	39	4	17	1
計	940	198	201	19	61	15

(5) 消防設備士の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は、次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して義務講習を実施しており、平成22年度は414人(前年度は379人)の受講者があった。

消 防 設 備 士 試 験

		特	1 類		2 類		3 類		4 類		5 類		6 類	7 類	合 計	
		甲	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	乙	乙	甲	乙
22年度	受験者数	99	283	84	113	20	112	29	541	227	172	49	653	227	1,320	1,289
	合格者数	18	149	42	70	12	61	18	356	163	105	31	399	160	759	825
21年度	受験者数	26	252	95	109	34	114	32	567	263	168	52	595	210	1,236	1,281
	合格者数	4	78	45	39	18	48	14	215	114	56	27	214	128	440	560

## 2. 危険物の規制

### (1) 危険物施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵したり取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては完成検査を受けなければならないことになっている。

平成23年4月1日現在、危険物施設の総数は、3,164ヶ所で、これらのうち石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設は3,111ヶ所で全体の98.4%を占めている。

(資料第41表参照)

### 危険物施設

各年4月1日現在

年	製造所	貯蔵所					取扱所				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
21	35	618	242	1,007	379	2,246	603	13	489	1,105	3,386	1,926
22	35	603	235	976	352	2,166	588	13	481	1,082	3,283	1,915
23	35	591	203	923	366	2,083	567	13	466	1,046	3,164	1,853

### (2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(財)消防試験研究センターに委任して実施することとした。その試験の実施状況及び合格者に対する免状の交付状況は次のとおりである。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対して保安講習を実施しており、平成22年度は904人(前年度は753人)の受講者があった。

### 危険物取扱者試験

	甲種	乙種							丙種	合計	
		1類	2類	3類	4類	5類	6類	計			
22年度	受験者数	291	186	235	243	2,840	231	249	3,984	396	4,671
	合格者数	100	115	173	166	1,084	164	165	1,870	176	2,146
21年度	受験者数	198	183	207	182	2,203	187	203	3,165	234	3,597
	合格者数	63	121	140	116	748	134	131	1,390	138	1,591

### (3) 危険物施設に対する立入検査

県及び市町村が実施した危険物施設等に対する立入検査及び措置命令は、次のとおりである。

#### 危険物施設に対する立入検査

	平成21年度			平成22年度		
	立入検査		措置命令件数	立入検査		措置命令件数
	施設数	回数		施設数	回数	
製造所	21	21	0	20	20	0
貯蔵所	664	702	6	634	665	0
取扱所	413	426	0	321	346	1
計	1,098	1,149	6	975	1031	1

### 3 火災予防運動

#### (1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば火災を減少させることができる。

消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間等を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

#### 全国火災予防運動

	期 間	統 一 標 語
秋季全国火災予防運動	11月9日～15日	『消したはず 決めつけしないで もう一度』
文化財防火デー	1月26日	
春季全国火災予防運動	3月1日～7日	『消したはず 決めつけしないで もう一度』
全国山火事予防運動	〃	『その油断 緑の森を 火の海に』
車両火災予防運動	〃	

#### (2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を取得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成23年4月1日現在、6団体に33組織が結成され、クラブ員数は2,290人である。

(資料第42表参照)

#### (3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るため結成された組織で、平成23年4月1日現在少年消防クラブは4団体に6クラブ結成されており、クラブ員数は249人である。また幼年消防クラブは8団体に129クラブ結成されており、クラブ員数は4,146人である。

(資料第43・44表参照)